



『熱中症対策の罰則つき義務化等 説明会』の開催案内

【背景・内容】

地球温暖化の傾向により、夏の暑さが年々酷くなり、職場での熱中症で4日以上 of 休業を余儀なくされた死傷者は速報値では全国で2024年に1,195人となり過去最多。

死亡者も30人と高止まりしております。

要綱等によると、「暑さ指数」(WBGT)が28度以上、または気温31度以上の環境で連続1時間以上か1日4時間以上の作業を行うケースが対策義務化の対象となります。

対策を怠った場合、法人や代表者等には6月以下の懲役または50万円以下の罰金が科されることとなります。

義務化の内容は、①熱中症の自覚症状や疑いのある人がいた場合、報告するための連絡先や担当者を事業場毎に定めての早期発見②作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じた医師の処置や診察等、症状の悪化防止に必要な内容や手順を事業所毎に定める体制整備と重症化予防のための応急処置や医療機関等への搬送手順の作成③対策の内容を労働者へ周知する等です

この度、古川労働基準監督署安全衛生課へ講師を依頼し、各事業場殿の経営層や人事労務管理・安全管理担当部門の管理者・実務スタッフ等を対象とした説明会を企画いたしました。

併せて、労働基準法に関する講演も組み合わせております。

事業場によっては、暑さ対策に苦慮されているのではないかと判断しており、作業者の健康確保のために必要な対策を行わず、体調不良や命を危険にさらした責任等は重大な事案であります。

年度初めでお忙しい中ではありますが、是非、**説明会への御参加をお勧め致します。**

1 開催日時・開催場所

開催日時：令和7年5月19日（月） 14：00～15：30

場 所：大崎建設産業会館 2階大会議室

大崎市古川旭4丁目3-24 TEL：0229-22-0718

〔※駐車場は南隣の大崎市総合体育館駐車場をご利用ください〕

2 講演内容・講師

	講演内容等		
時間	14:00～14:15	14:15～15:00	15:00～15:30
講師	古川労働基準監督署 署長 相澤 隆之 様	古川労働基準監督署 安全衛生課長 新野 正樹 様	古川労働基準監督署 監督課長 寺島 秀幸 様
内容	・行政説明	・企業に義務付けされる 熱中症対策の内容 ・法違反を問われた場合 の罰則の内容	・労働基準法について



3 受講対象

- 事業場の経営層
- 労務管理・安全衛生管理・健康管理等の担当部門の管理責任者並びに実務担当者等
- 建設業や製造業等の現場の管理・監督者

4 参加料

費用：無料

5 定員

定員：80名（1社あたりの人数制限はありませんが、先着順で定員になり次第受付終了）

6 申込方法・締切日

参加申込書へ必要事項を記入の上、宮城労働基準協会 古川支部へmailまたはFAXにて **5月12日（月）までに申込みください**

7 申込先

公益社団法人 宮城労働基準協会 古川支部

〒989-6117 宮城県大崎市古川旭4丁目3-24
大崎建設産業会館 3階

mail : furukawa@rouki.or.jp
TEL : 0229-23-2257
FAX : 0229-23-2259

『熱中症対策の罰則付き義務化等 説明会』 参加申込書

宮城労働基準協会 古川支部 行き

締 切 日：5月12日(月)必着
申込方法：下記のmailアドレスま
たはFAXへ送信

事業場名	
所在地	
T E L	
F A X	
連絡担当者部署名	
連絡担当者氏名	

【参加者】1社あたりの人数制限はありませんので、行追加も可

所属部署名	役職名	参加者氏名

<申込み先>

〒989-6117

大崎市古川旭4丁目3-24

大崎建設産業会館 3階

公益社団法人 宮城労働基準協会 古川支部

mail : furukawa@rouki.or.jp

T E L : 0 2 2 9 - 2 3 - 2 2 5 7

F A X : 0 2 2 9 - 2 3 - 2 2 5 9